

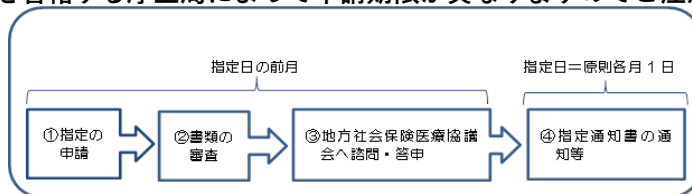
★今号のTOPIC★ 保険医療機関の「指定日の遡及」について

医療機関(病院・診療所等)が保険診療を行うためには、国から保険医療機関の指定を受ける必要があります。よく、事業承継や診療所の移転等を予定する医療機関から、保険医療機関の遡及指定を受けることは可能か、との相談を受けることがあります。遡及指定を受けるとはどのような手続きをいうのでしょうか。今号では、保険医療機関の指定日の例外とされる、「指定日の遡及」についてご説明致します。

【1. 指定日の取扱い(原則)】

保険医療機関の新規指定における指定日は、**原則として、指定申請をした月の翌月1日**とされています。近畿厚生局管内においては、指定を受ける月の前月の10日が申請期限となっています。例えば、大阪府に所在する医療機関で、9月1日から保険診療をスタートする場合、8月10日までに、近畿厚生局へ、保険医療機関の指定申請をすることになります。この場合、8月中は保険診療をすることができず、自費診療のみとなります。

※医療機関の所在地を管轄する厚生局によって申請期限が異なりますのでご注意ください。



※近畿厚生局HPより抜粋

【2. 指定日の「遡及」とは?】

既存の医療機関が移転等により医療機関コードが変更になる場合、原則の手続きを踏むと、移転日から指定日までの約1ヶ月間、保険診療をすることができなくなります。しかし、下記に記載の指定日の「遡及」を受けるための要件を満たし、厚生局に「遡及」の申請をすれば、移転日に遡って保険医療機関の指定を受けることができ、これを、「**指定日の遡及**」といいます。

そうすることで移転日から空白期間なく保険診療を行うことができるようになります。

(例) 大阪府に所在する既存の診療所で、8月31日に診療所を廃止、9月1日に移転(開設)の場合(9月10日までに厚生局へ保険医療機関の指定申請をし、9月の下旬頃に新医療機関コードが決定)
《指定日》

原則: 10月1日・・・9月中は保険診療ができません。

例外: 9月1日・・・継続して保険診療が可能。(=**指定日の遡及**)

ただし、指定日の遡及は、指定日の例外手続きであることから、患者をはじめ、第三者の権利関係に不利益を与えるおそれがあると判断される場合は、遡及指定を受けることができないとされています。事業承継や医療機関の移転等の際は、予め遡及要件に該当するか否かを慎重に検討することが大切です。

～指定日の「遡及」を受けるための要件～

要件1・・・下記①から④のいずれかに該当すること

- ①保険医療機関等の開設者が変更となった場合
- ②保険医療機関等の開設者が「個人」から「法人」、「法人」から「個人」に変更となった場合
- ③保険医療機関が「病院」から「診療所」に、又は「診療所」から「病院」に組織変更となった場合
- ④保険医療機関等が至近の距離に移転した場合

要件2・・・「**患者が引き続いて診療を受けている場合**」であること

《ここがポイント!》

1. 開設者の死亡、病気等のため親族や第三者が引き継ぐ場合も要件1の①に該当します。
2. 事業承継や合併等により開設者が第三者へ変更となる場合も要件1の①に該当します。
3. 至近の距離の移転とは概ね移転先が2km以内であることが原則とされます。(地域による違いあり)
4. 廃止日と開設日の間に1日の空白もないことが必要です。
5. 開設の際に、診療日時的大幅な削減や診療科目が減少する場合は認められないことがあります。

より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください!

次号の予告TOPIC「相続放棄について」

